

保存登記

(イ)第41条(b)、(d)、(f)

(2)個人が取得した新築後未使用のもの

必要書類	備考
申請書	
住民票(転入手続き後で市長印が確認できるもの)	やむをえず転入手手続き前の場合は追加書類が必要 ((7)やむをえず転入手手続き前の場合を参照)
以下の①～③のいずれか	
①登記完了証	・所在地
②登記事項証明書	・建築年月日
③確認済証及び検査済証	・用途 ・床面積 ・構造
未使用証明書	等が確認できるもの 建築後使用されたことのないことが確認できるもの

売買の場合
以下の①～③のいずれか
①売買契約書
②売渡証書
③譲渡証明書
取得年月日が確認できるもの

競落の場合	
代金納付期限通知書	取得年月日が確認できるもの

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合	
認定通知書	最新のもの

※ 追加の書類が必要になる可能性がありますので事前にご相談ください。

※ 虚偽の申請により証明書を発行したことが判明した場合には、交付された証明が取り消され税額の追徴を受けることがあります。